
午後 2時00分開会

○議長（上條俊道） これより平成31年松本広域連合議会2月定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は24名でありますので、定足数を超過しております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

広域連合長より議案が10件提出されております。あらかじめ皆さんのお手元にご配付申し上げてあるとおりであります。

本日の議事は、お手元の議事日程をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上條俊道） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、議長において17番、三澤一男議員、18番、金田興一議員、19番、池田国昭議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（上條俊道） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第1号から議案第9号まで

○議長（上條俊道） 日程第3、議案第1号から議案第9号までの以上9件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 本日ここに、平成31年松本広域連合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、去る1月29日告示の生坂村長選挙におきまして、藤澤泰彦村長が無投票で4選を果たされました。

藤澤村長には、松本広域連合を代表いたしまして心からお祝いを申し上げるとともに、引き続き広域連合の円滑なる運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、2019年がスタートし、既に1か月が経過しておりますが、広域連合の新年初議会の冒頭に当たり、平成の世の終章となる昨年を振り返り、若干所感を申し上げたいと存じます。

昨年は、韓国の平昌で開催された2月の冬季オリンピックにおいて、地元相澤病院所属の小平奈緒選手が、見事金、銀2つのメダルを獲得されました。とりわけ、1,000メートルにおいては世界新記録を樹立するなど、日本国内に明るい希望を与える偉業を成し遂げられました。

また、6月には、清沢飛雄馬さんが、世界三大バレエコンクールの1つとなりますジャクソン国際バレエコンクールで世界一に匹敵する成績をおさめられ、地域に大きな感動を運んでくれました。

このように、地元若者の世界での活躍は、未来を担う子供たちにとって、夢を与え、大きな目標につながる快挙でありました。

7月に入りますと、西日本を中心とした極めて広範囲での記録的な豪雨が続き、いわゆる平成30年7月豪雨で200人を超える尊い人命が失われ、被災された皆様方には現在も不自由な生活を余儀なくされており、改めて被災された方々に心からお見舞いを申し上げ、1日も早い復旧、復興を願ってやみません。

松本地域においても、河川や山脈の災害は市町村の行政区域を越えて発生することから、日本の災害の激甚化を肌で感じ、改めて災害時の早目の行動やハザードマップの再確認など、普段からの備えと、広域的な連携の重要性を痛感したところであります。

そして、11月、皆様のご記憶にも新しい、晴天のサンプロアルウィンにおいて、松本山雅FCが、見事J2リーグで初優勝し、あわせてJ1復帰を果たしました。当日、緑一色に染められたスタンドでは、心一つにしたサポーターによる熱き応援が一時もやむことなく繰り広げられ、優勝決定の瞬間、スタンドは大歓声に包まれました。

松本地域といたしましては、いわゆる松本山雅現象が地域の資源として生かされ、明るい地域づくりが進むよう期待してやみません。

さて、平成時代も残すところ2か月余りとなり、新たな時代への旅立ちを迎えようとしております。

今月24日には、平成の時をともに歩んだ松本広域連合の足跡をたどる広域連合発足20周年、広域消防局発足25周年の記念式典を開催します。皆様方と松本地域の未来への展望を共有し、次の20年先につながる意義深い式典となるよう準備を進めておりますので、何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、当広域連合の事務事業に関連して、若干申し上げます。

まず、広域的観光事業の現状について申し上げます。

ご承知のとおり、昨年4月、松本広域連合規約を変更し、広域連合の処理する事務に、広域的な観光振興に関する事務を追加したところでございます。

ここ数年、松本地域ふるさと基金の利息収入などが減少する中、予算規模は縮小傾向にありますが、引き続き選択と集中により事業内容の充実を図ってまいります。

とりわけ、松本地域の観光資源や農産物などの地場製品の魅力を最大限に引き出し、関係団体の皆様と連携して松本地域の一体的な観光振興を進める所存であります。

次に、平成30年の火災と救急の状況について申し上げます。

当消防局管内の昨年1年間の火災件数は182件で、一昨年と比べ51件の増加となりました。特に、3月が27件と最多で、たき火などによるものが16件発生するなど、下草に燃え移り拡大する火災が増加しました。

一方で、昨年の救急出動件数は、過去最多の1万8,500件となりました。この救急件数は、毎年増加傾向にありますが、特に急病による救急要請が全体の6割を超え、また救急搬送における65歳以上の割合は6割以上を占める状況にあります。

消防局では、引き続き火災予防と救命率の向上推進に努め、安全・安心な社会の構築を目指し、さらなる取り組みを進めてまいります。

それでは、ただいま上程されました広域計画の変更1件、条例関係4件、補正予算2件、

当初予算 2 件の計 9 件の提出議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、第 1 号の松本広域連合広域計画の変更について申し上げます。

昨年11月定例会の議員協議会で協議いただいたこの広域計画は、当広域連合が処理する事務について、目標や事務処理方針を示すもので、松本広域連合規約とともに地方自治法で策定が義務づけられ、5年ごとに見直しを行ってきております。現行の計画は平成26年に策定し、今年度末で5年を経過することから、松本地域の将来を見据えて計画を変更するものでございます。

議案第 2 号、3号の松本広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定、松本広域連合個人情報保護条例の全部改正につきましては、国の個人情報の保護に関する基本方針に基づき、罰則規定の整備など、必要事項を定めるものでございます。

次に、議案第 4 号の松本広域連合職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、定数外の職員の見直しに伴う所要の改正を行い、第 5 号の松本広域連合火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、工業標準化法の改正に伴い所要の改正をするものでございます。

次に、議案第 6 号及び第 7 号の補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、平成30年度の事務事業の精算に伴うもののほか、松本広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例などの改正による報酬額の減額が主なもので、補正規模は一般会計で5,766万円を追加し、補正後の予算規模を歳入歳出それぞれ44億3,908万円に、また特別会計では576万円を追加し、補正後の予算規模を歳入歳出それぞれ2,881万円とするものでございます。

次に、議案第 8 号及び第 9 号の平成31年度当初予算について申し上げます。

一般会計は、予算総額47億4,997万円で、平成30年度予算に比べ8.4%の増となっております。関係市村が厳しい財政状況のもとで行財政改革に取り組んでいることを念頭に置き、住民の生命・身体・財産を守り、一層信頼される広域行政を進めるため、重点事業の推進を基本に、堅実かつ健全な財政に配慮した予算編成といたしました。

主な内容といたしましては、消防局庁舎について、経年劣化した外壁などの補修工事と、非常用電源の浸水対策として地下電源設備を地上の階に移設する工事を実施し、災害拠点施設としての機能維持を図ってまいります。あわせて、更新時期を迎えた水槽つき消防ポンプ車など、消防用車両 4 台の購入経費を計上しております。

次に、松本地域ふるさと基金事業特別会計は、予算総額は2,331万円で、平成30年度予算

に比べ1.1%の増となっております。

新たな観光事業といたしましては、観光プロモーションによる情報発信として、8市村を代表する観光施設や景観などをインターネットを通じて公開し、松本エリアのバーチャルな旅行体験を味わえるウェブページを作成することとしております。

また、松本地域への誘客促進といたしまして、4月25日から開催される第36回全国都市緑化信州フェアにあわせ、スマートフォンを使用したスタンプラリーを実施し、松本エリアの周遊性の向上に努めてまいります。

以上、本日提案いたしました議案等についてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、後ほど公平委員会委員の選任に係る人事案件を提案させていただきますので、あわせてよろしくようお願い申し上げます。

○議長（上條俊道） ただいま広域連合長から上程議案に対する説明がありました。

日程第4 松本広域連合行政一般に対する質問

○議長（上條俊道） 日程第4、松本広域連合行政一般に対する質問を行います。

現在までの発言通告者は、19番、池田国昭議員1名であります。

池田国昭議員の発言を許します。

19番、池田国昭議員。

○19番（池田国昭） それでは、通告に従って、昨年の11月の議会に続いて消防行政についてお伺いをしたいと思います。

今回は、総務省消防庁の「消防力の整備指針」にてらして、以下お聞きしたいと思います。

まず最初に、松本広域消防局の消防力について、改めてお伺いをしたいと思います。

第2次常備消防力整備に係る中・長期構想では、前回の答弁もありましたけれども、職員の整備率、充足率ですけれども、64.1%という報告がございました。車両は100%ということですが、この64.1%という数字は、私にとってもかなりショックな数字で、たしかそれ以前は9割台だったというふうに記憶をしているわけですが、この今回64.1が出る前まではどうであったのか、この調査以前における職員と車両の整備率の推移についてま

ずお伺いをしたいと思います。

また、整備率の根拠となる今回取り上げる消防力の整備指針、この中では、大規模地震等により消防本部が被災した際、その機能を確保する、つまり代替施設の確保についての計画策定が第23条の3項の中で示されております。松本広域消防局では、この第23条3項に基づく計画、どんなふうに策定をしているのか、その経過についてお伺いをしたいと思います。

次に、人事評価制度についてお伺いをしたいと思います。

これも、前回も、この間も取り上げてきておりますが、今日お聞きしたいのは、当松本広域連合が参考にしている松本市が、いよいよ人事評価制度を処遇に反映をしていくということになりました。松本市の給与条例等を準用しているこの松本広域連合では、この人事評価制度の処遇への反映について、どのような議論、検討がされて、今後具体的にどのようにしていくのかということについてお聞きしたいと思います。

3番目に、フラッシュオーバーとバックドラフトについてお伺いをしたいと思います。

先日、立て続けに消防職員の方の殉職のニュースが流れてまいりました。秋田県の能代市でお2人、東京の八王子市でお1人。まず最初に、殉職をされたこれらの方々に、任務遂行に敬意を表し、関係者の皆さんにまず心からのお悔やみを申し上げ、そしてこの3人の方々のご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

さて、今回お聞きしたいのは、このフラッシュオーバー、もしくはバックドラフトと言われる現象についてです。今回の殉職のニュースの中で、今回はフラッシュオーバー、ないしはバックドラフトという現象が起きたというふうに言われていますが、実際はどうだったのかということはまだ検証されていないと思いますけれども、この間、松本広域消防局でこのフラッシュオーバーなどの現象に対してどういう訓練、また現場での安全対策はどのようにこの間消防職員の皆さんに行っているか、そのことについて質問をし、第1回目の質問いたします。

○議長（上條俊道） 百瀬消防局長。

○消防局長（百瀬 渉） ただいまの池田議員の質問にお答えします。

初めに、松本広域消防局の消防力についてのご質問にお答えします。

総務省告示の消防力の整備指針につきましては、東日本大震災を契機に、平成27年度の改正により算定の基準が大きく変わりました。このため、平成27年度以前の職員整備率と単純に比較することはできませんが、平成20年代前半は約90%で推移しておりました。算定基準の変更により整備率は低下しましたが、ここ10年来、職員数に変更はなく、実態として消防

力そのものに対する影響はありません。

なお、消防車両の整備率については、現在まで100%の推移です。

大規模災害の備えについては、既に施設の耐震化及び非常用電源設備の整備を完了させ、消防本部及び各消防署の機能を互いに補完し合う体制を目指しております。昨年度は、大規模震災時の燃料確保のため、芳川消防署に自家用給油設備を設置するなど、さらに万全を期したところです。今後は、万が一、本部庁舎の機能が損なわれた場合に備え、他の消防署に119番通報の非常用代替システムも備えるなど、リスク分散を図るための計画も進めてまいります。

続きまして、2点目の人事評価制度についてお答えします。

松本広域連合では、平成28年度から全職員を対象として人事評価制度の運用を開始し、5年程度は試行的な運用期間として位置づけております。人事評価の制度の醸成が図られるまでの間、人事評価の結果を処遇に反映しないとしていることから、現時点では処遇への反映は実施しておりません。

運用から4年目となる来年度は、評価基準の明確化など、さらなる制度の改良を図り、人事評価の公正性、信頼性を高めながら、職員に定着した制度となるよう研修を実施してまいります。

続きまして、3点目となります。火災現場での安全対策の取り組みについてお答えします。

ご指摘の現象は、いずれも短時間で激しい燃焼が起きるもので、火災現場では常に注意を払わなければいけないものの1つです。そのため、隊員には知識、技術の両面からの教育を実施しており、所属ごとに、あるいは経験レベルに応じて危険予知や火災現場を想定した訓練などを行わせ、火災現場では安全管理マニュアルに沿った行動を徹底させています。

しかし、今回の事故につきましては、十分に分析を行い、今後の安全対策に反映させるとともに、火災予防の推進もあわせて実施してまいります。

以上でございます。

○議長（上條俊道） 池田国昭議員。

○19番（池田国昭） まず最初に、順番がちょっと変わりますが、3番目のことは要望したいということで最初に申し上げたいと思います。

今、知識及び訓練という形で今までも行ってきて、さらに十分な分析の上に立ってまた検討を加えるというお話でした。私も、フラッシュオーバーというのは知らなかったわけではないですけども、バックドラフトというのは正直知らなかったという状況でした。

そんな中で、秋田の地元の新聞社がこのように報じております。従来の対応を改めることも含めて、再検討が必要だろうというふうに報道しているわけです。確かに、先ほど来申し上げているように、まだ十分な原因等を含めて検証がますます必要ですけれども、何よりも、私の記憶では、松本広域連合の消防局の中で殉職をされた方が過去お1人いらっしゃいましたけれども、ぜひこの現象に対する教訓も含めて、改めて従来の対応の範囲にとどまることなく、殉職という、こういうことが起きないようにぜひ取り組んでいただきたいということをまず最初をお願いを申し上げたいと思います。

さて、それでは1番目の問題に移ります。

2つございましたが、1つはこの整備率というか、充足率の問題です。先ほど平成27年度に大きく変わって、その結果として、それ以前までは9割台と、90%台を推移していたと。それが64.1%になったということが、私はどう考えても、聞いても、影響がありませんというところに普通はいかないなと。ならば、影響がないということの証明をしっかりと圏域住民の皆さんにも、そして何よりも私は、消防署の職員の方にも説明ができるようであれば、この影響はありませんという言葉は使えないんじゃないかなと。

私は、こういう答弁が返ってくるとは思わなかったので、2度目の通告の中にはっきりとは明記してお願いはしてございませんが、何でこれまで9割台だったものが、64ですから、3分の2になったということですね。これぐらいな大きな数値の変化は、これをもってして重大なことだというふうに認識されないとすれば、そのこと自身が私は重大なことだというふうに思います。

以前にもご紹介をいたしました、これまでは、このもともとは消防力の基準という形で、消防車の台数等及び人員についていろいろ消防庁は示してきました。この基準が指針というふうになる中で、いわば緩和されて、職員の数が変わらなくても充足率が上がるというような、いわばマジックの時代がございましたが、私はそのようにばかり思っておりましたが、今回は緩和されて上がるどころか、逆に64に下がったと。先ほど、平成27年以前は90%台というふうに言われましたが、私が職員の方にご協力をいただいて調べた結果では、平成18年の調査は90.0%、平成21年に91.4%、そして24年はまた90.3%と推移している。これが、6割台に落ち込んだその主なる理由、27年に大きく見直されたからだというふうに先ほどおっしゃいましたが、では具体的なその要因は何なのかということをお聞きしたいんです。

私が調べる範囲では、例えば地域の人口の問題だとか、それから建物の問題だとか、その建物の面積の積算のことだとかなどなどが要因というふうに思われますし、また新しい消防

車を設置することによって、その新しい機器に必要な人員が増えたというふうにも言われておりますが、もし答弁をいただけるようであれば、何でここまで下がったのかということについて説明が欲しいわけです。

私、昨年の11月に同様の質問をしておりますが、長野県の平均値に近いので、とりわけ低いという認識はありませんというふうな答弁もあり、私は正直、自分の耳を疑ったわけです。

そこで、質問したいのは、この整備指針の中の第3章の人員にかかわる指針の中に、第25条に消防長の責務という部分がございます。私は、消防長と書かれているこの消防力の整備指針ですが、消防長ではなくて、広域連合長というふうに読みかえるべきだというふうに思いますし、これまでもそういう立場から質問をしてみました。

第25条だけご紹介をします。消防長は、消防に関する知識及び技能の習得のための訓練を受けるとともに、広範で広い識見等を有することにより、その統括する消防本部の有する消防力を十分に発揮させるよう努めるものとするというふうに書かれて、この整備指針のこの中身の実行を求めているわけですが、改めてお聞きしたいんですが、この60%台という数字で消防力が十分に確保でき、消防力が十分に発揮できると。私はできないと思うんですけれども、できるというふうに思われるとすれば、その根拠を含めてお答えいただきたいと思います。

実は、先日、救急車がある場所に到着をいたしました。ほどなく消防車が1台到着をいたしました。私は、その近所の方々と一緒にどこが火事かということで少しちょっと慌てたわけですが、実はお聞きしたら、救急車は丸の内消防署から駆けつけてもらえたと。消防車は、渚消防署から駆けつけて、おのおの3人ずつ乗車をされ、6人体制でこの方の救命救急活動が行われました。蘇生をして病院に運ばれましたが、残念ながら搬送された病院で夕方には命を落とされてしまったわけですが、改めて、消防車も含めた、救急車だけではなくて、恐らく息をしていないということに対して6人体制の必要を判断し、2つの消防署からおのおの派遣をされたかと思うんですけれども、果たしてそういう対応との関係でいうと、この60%台というのは十分なのかというふうに、私は改めてそのときに思いました。前回は紹介したことは割愛をいたしますけれども、ぜひそんなことも含めてお答えいただければというふうに思います。

人事評価制度について、現時点では実施をしていないというお話でした。処遇のほうに反映していくことについては実施をしていないということでした。

私は、先ほどの3人、3人、6人の方々の活動も含めて申し上げたいのは、消防職員の方

は、日ごろ常にお互いに切磋琢磨し、強い結束のもとで災害現場など、そして今申し上げた救急の活動など、いわゆる隊として、グループとして活動しておられます。この3人などを含めたこの隊は、文字どおり強い結束で団結して任務に当たっていると。こうした強い結束で団結を発揮してやっているところに、人事評価による処遇の反映を行ったらどうなりますかということです。

とりわけ、この隊の方々には、24時間本当に緊張の中で時間を過ごして、必要であれば出勤していくという中ですけれども、集団としてお互いを信頼し、時には命がけで任務に当たる、そういう仲間の皆さんの中に、そのきずなをいわば分断するような、手当に差をつけて処遇へ反映させていくということは、私は誰が聞いてもなじむものではないと思いますし、それだけではなくて、取り入れてはならないことかなと。職員の皆さんの気持ちも考えれば、ますます私はそういう気持ちを持つわけです。

そこでお伺いしたいのは、現時点では確かに時の経過との関係で実施はしていないということでしたけれども、今後はどのように考えていくのかということをお聞きして、2回目の質問といたします。

○議長（上條俊道） 百瀬消防局長。

○消防局長（百瀬 渉） 池田議員の2回目の質問にお答えします。

初めに、整備率と消防力についてのご質問にお答えします。

職員の整備率64.1%に関しましては、さきの11月定例会でお答えしましたとおり、長野県の平均的な値でありますので、他の消防本部に比べ特段低いものではありません。

次に、整備率が低下した理由につきましては、緊急消防援助隊を初めとする広域的な消防体制の充実を図ること、また建築物の大規模化、複雑化等に伴う予防業務の高度化、専門化に対応するため、そのために率が上がったものでございます。

管轄する面積が広く、人口密度が低い当地域の実情に即した効率的な人員配置について今後も検討を重ね、加えて個々の職員の技術向上や知識の習得など、人材育成に努めながら地域住民の負託に応えていくことが、まさに消防長としての責務と考えております。

続きまして、人事評価制度の2回目の質問にお答えします。

地方公務員法では、人事評価の根本基準を、職員の人事評価は公正に行わなければならないとされています。また、人事評価結果を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用し、給与に限らず広い意味で処遇への反映が求められています。消防職員の士気を高めるためにも、評価基準を明確にし、公正な評価を担保することは必要なことであるとの

で、引き続き制度の醸成を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（上條俊道） 池田国昭議員。

○19番（池田国昭） 充足率に関しては、11月議会のときの答弁が繰り返されましたが、その根拠は、他と比較してそんなに変わりがないのでよしと。これでいいのでしょうかというふうに言う私がおかしいのでしょうかと。

私は、ほかにも低いから大丈夫なんだということではなくて、しかも先ほどなぜかと言われた中に、高度化とか専門化とかというふうに言われました。高度化し、専門化する中で、今まで以上に職員の皆さんの負担が増えて、しかし、それを担う人員が不足していればどうなるかというのは、誰が見ても、広域の住民の皆さんから見ても心配ですし、こういう言い方はおかしいかもしれませんが、事故につながりかねない事態が予想されるということで、私は今回取り上げたわけです。マンパワーというのは、機械には取ってかわれない、消防車を含めた高度な技術を、高度なそういう性能を持った機械であっても、それを動かすのは人間であり、そして実際に対応するのも消防職員の皆さん方。その人員が足りないと言われているわけですから、これでよしではなくて、この足りない人員に対して対策をとることがどうして必要ないというふうになるのでしょうか。このことを強く主張し、改めてもう少し詳しく、またそういう機会ができましたら、そういう機会でもた申し上げたいと思いますけれども、いずれにしても、9割台が6割台になったということをそういうふうにはしか捉えていないこと自身に、何の疑問も持たないこと自身に、私は非常に違和感大きく感じるところです。

人事評価制度もそれに関連することですけれども、文字どおりマンパワーで住民の皆さんの命や財産を守る。時には文字どおり命がけで頑張る人たちのこの評価に対して、確かに国はそういうことを義務づけた形で当広域連合もしなくちゃいけないというのはわからないわけではありませんが、しかし、実際にこれをやったらどうなるかということを考えて、言い方は変ですが、合意が得られない、十分な職員の皆さんからも納得が得られないのであれば、それを強引には絶対に進めないということが私は必要かなというふうに思っております。

改めてそのことを強く申し上げて、今回の質問の全てを終わりたいと思います。ご清聴、ご協力ありがとうございました。

○議長（上條俊道） 以上で池田国昭議員の質問は終結し、松本広域連合行政一般に対する質問を終結いたします。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（上條俊道） 日程第5、議案第1号から議案第9号までの以上9件に対する質疑につきましては、発言通告者がありませんので、質疑は終結し、直ちに議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第9号までの以上9件につきましては、一層慎重審議を期するため、お手元にご配付いたしてあります委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

本会議は、委員会審査等のために休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時43分休憩

午後 4時35分再開

○議長（上條俊道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 委員長審査報告

○議長（上條俊道） 日程第6、議案第1号から議案第9号までの以上9件を一括議題として、委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員会委員長、三澤一男議員。

○総務民生委員長（三澤一男） 総務民生委員会のご報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案8件について審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

最初に、議案第1号 松本広域連合広域計画の変更についてにつきましては、平成31年度から5年間を次期計画期間として広域計画の変更をするものでありますが、一部委員から、広域観光振興、消防力の整備、介護認定審査会の運営の内容に関して賛成できないとの意見がありましたので、起立採決を行った結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号 松本広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例につきましては、関

係法令の一部改正に伴い、これまで情報公開条例及び個人情報保護条例に規定されていた審査会に関する部分を独立させ、審査会委員に対する罰則規定などを盛り込み新たに制定するもの、また議案第3号 松本広域連合個人情報保護条例につきましては、同じく関係法令の一部改正に伴い全部改正し、定義の明確化や罰則規定の整備などを行うものであります。議案第2号につきましては異議なく可決すべきものと決しましたが、議案第3号については、マイナンバー制度に反対の立場から賛成できないとの意見があったため、起立採決を行った結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 松本広域連合職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、定数外の対象を見直す改正であります。一部委員から、今回の改正内容については評価するものの、現状の消防職員定数が少な過ぎるとの立場から賛成できないとの意見があり、起立採決を行った結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 平成30年度松本広域連合一般会計補正予算（第2号）中、当委員会関係予算につきましては、平成29年度決算剰余金の確定による繰越金の追加などを補正するものであり、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 平成30年度松本広域連合松本地域ふるさと基金事業特別会計補正予算（第1号）は、県の補助金である地域発元気づくり支援金の受け入れに基づくものなどであり、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 平成31年度松本広域連合一般会計予算中、当委員会関係予算につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

なお、委員からは、訴訟対策事業費や、10月の消費税増税にかかわる影響について質問がありました。

最後に、議案第9号 平成31年度松本広域連合松本地域ふるさと基金事業特別会計予算につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

なお、委員からは、観光情報発信や誘客促進事業の内容に関する質疑、提案があったほか、関係市村の観光部署と連携して取り組んでいくよう要望がありました。

以上で当委員会の報告といたします。

○議長（上條俊道） 次に、消防委員会委員長、内川集雄議員。

○消防委員長（内川集雄） それでは、消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案3件につきまして慎重に審査をいたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第5号 松本広域連合火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 平成30年度松本広域連合一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会関係につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 平成31年度松本広域連合一般会計予算のうち、当委員会関係につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

なお、審査の中では、職員研修の内容と仕組み、泡消火剤の保有状況、消防隊員の防火装備等について質疑がありました。また、補助金等に関する国の動向を注視するよう要望がありました。

以上申し上げて、当委員会の報告といたします。

○議長（上條俊道） 以上をもって委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し質疑のある方の発言を求めます。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、以上の案件に対し意見のある方の発言を求めます。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ないようでありますので、これより採決いたします。

最初に、議案第1号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（上條俊道） 起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（上條俊道） 起立多数であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(上條俊道) ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号及び議案第5号から議案第9号までの以上6件につきましては、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條俊道) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び議案第5号から議案第9号までの以上6件につきましては、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 公平委員会委員の選任について

○議長(上條俊道) 日程第7、議案第10号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長(菅谷 昭) ただいま上程されました公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

松本広域連合公平委員会委員の任期が、この3月23日をもって満了となりますので、引き続き渡邊 裕氏、三村尚志氏、和田 博氏を選任しようとするものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上條俊道) お諮りいたします。

ただいま上程になりました議案第10号につきましては、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第10号 公平委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、これに同意することに決しました。

日程第8 選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（上條俊道） 日程第8、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

本件は、平成31年3月17日をもって選挙管理委員及び補充員の任期が満了いたしますので、地方自治法第182条の規定により選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名し、また補充員の順序についても議長において定めることとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ご異議なしと認めます。

よって、議長から指名いたします。

松本広域連合選挙管理委員には、吉田弘壽さん、細萱幹雄さん、竹内 勲さん、宮嶋 正さんを指名いたします。

また、選挙管理委員補充員には、金井美穂さん、飯島一廣さん、丸山くみ子さん、寺島澄雄さんを指名いたします。

なお、補充の順序は、指名の順序のとおり定めることといたします。

ただいま指名いたしました皆さんを当選人と定めること及び補充の順序について、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條俊道) ご異議なしと認めます。

よって、以上の皆さんが、松本広域連合選挙管理委員及び選挙管理委員補充員に当選されました。

また、補充の順序は、指名の順序によることに決定いたしました。

ただいま当選された皆さんには、会議規則第32条第2項の規定により、文書で告知することといたしますので、ご承知願います。

以上をもって、今期定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成31年松本広域連合議会2月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後 4時49分閉会